

平成28年度 収納対策プロジェクトの取組み

市税等は、計画的なまちづくりを推進するために欠かすことのできない大切な財源として、市内外の多くの皆様に納めていただいております。しかし、一方では誠に残念ながら、納税（納付・支払など）の義務を果たさずに滞納している方も少なくありません。

遠野市では、市税等の自主納付の促進と未納市税等の早期解消により負担の公平を図ることを目的に市税等収納対策本部を設置し、市税等に関係する部署が一丸となって滞納額解消と収納率向上に取り組んでいます。

平成28年度の目標収納率は、現年度課税分については、第2次遠野市総合計画・前期基本計画・まちづくり指標における前年度の目標を1.08ポイント上回る97.48%、滞納繰越分は前年度と同じ29.0%と設定し、達成に向けた取組みを推進します。

収納対策プロジェクトの具体的な取組みは、次のとおりです。

1 共同催告の実施

催告を効率的に行うため、公金担当課が共同で催告書を発送し、納税相談や電話催告を実施します。

共同催告	催告書発送日	納付指定日	相談窓口開設
第1回	4月26日	5月13日	4月24日～5月13日
第2回	7月22日	8月5日	7月25日～8月5日
第3回	11月21日	12月2日	11月22日～12月2日

2 徴収強化月間における徴収の強化（徴収強化月間 5月・8月・12月）

出納整理期間中の5月、お盆で家族が帰省する8月、手当等を支給される12月の年3回を徴収強化月間と位置づけ、各市税等の徴収担当者に全部課長等が協力して、滞納者の自宅等を訪問（臨戸催告）し、徴収・滞納処分等を行います。

3 滞納者に対する滞納処分

収納対策本部の本部員及び滞納整理専門チーム・スタッフ（実働班員）が、滞納者に対する具体的な滞納整理方針を検討し、滞納処分を行います。

滞納が長期かつ多額で悪質な場合には、財産の差押えや自宅・事務所等の搜索などを滞納整理の専門機関である岩手県地方税特別滞納整理機構と共同で実施することになります。

税金の納め忘れはございませんか！

税金は、福祉・教育・健康・道路・住宅・消防など、市民生活に欠かせないことに使われています。税金を納めることは、私たち国民の義務です。
市税等の納め忘れに、ご注意ください。



滞納

